

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第 2 回安心と輝きの杜施設総合管理委託総合評価一般競争入札評価員会議
開 催 日 時	平成 21 年 12 月 24 日（木） 14 時 00 分から 16 時 00 分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館 4 階 第 2 委員会室
出 席 者 (評価員・50 音順)	安心と輝きの杜施設総合管理委託総合評価一般競争入札評価委員 吉村評価員、遠藤評価員、島津評価員、三成評価員、森田評価員 事務局：財務部総合契約検査室（山口、橋本、西野） 担当部次長（佐藤） 総務部総務管理課（田伐、乾口、田川、西本） 担当部次長（山口）
案 件 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託業務総合評価一般競争入札の評価点案及び総合評価値案について</li> <li>● 落札候補者の決定について</li> <li>● その他</li> </ul>
提 出 資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心と輝きの杜施設総合管理委託総合評価一般競争入札 落札者決定基準</li> <li>・安心と輝きの杜施設総合管理委託に係る 基本仕様書</li> <li>・評価点及び総合評価値案</li> </ul>
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価点案及び総合評価値案について意見聴取を行った。</li> <li>・落札候補者の決定について意見聴取を行った。</li> </ul>
会議の公開・非公開 非公開の理由	<p>非公開</p> <p>入札事に関する情報を取り扱う関係上、「枚方市情報公開条例」第 6 条第 7 号に該当するものとし、非公開とする。</p> <p>※第 6 条第 7 号…市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの</p>
会議録の公表・非公表	公表（会議概要）
所管部署（事務局）	財務部総合契約検査室、総務部総務管理課

# 会 議 録

## 審 議 内 容

### 《開会》

事務局は、全評価員5人の出席を確認し、評価員に会議の成立を報告した。

委員長は、開会宣言および本日の進行について説明した。

### ●案件（1）委託業務総合評価一般競争入札の評価点案及び総合評価値案について

事務局は、第1回評価委員会以降の経過と案件について説明を行う。今回は7社の応札があったが、内1社は予定価格を超過しているため失格となり、6社について評価を行った。

資料「落札者決定基準 評価項目別照合表」等に基づき、各社の技術的評価の各項目別評価点について説明を行う。

### □技術評価に対する主な質問

特になし

事務局は、資料「落札者決定基準 評価項目別照合表」等に基づき、各社の社会的価値評価の各項目別評価点について説明を行う。

### □社会的価値評価に対する主な質問

評価員質問①：障害者の雇用計画人数や雇用率、雇用者数・市内居住者の雇用計画人数においてE社の減点が際立っているが、これは何を反映しているか。企業規模が大きい会社など、この評価項目が、特定の会社に不利な内容になっているようであれば、今後の課題ではないか。

事務局回答①：確認はとれていないが、E社は大手の子会社でありそれが影響している可能性がある。今後親会社が行っていることが、子会社まで浸透しているのであれば評価することも検討する必要があるが、今回は子会社のみで評価で行いたい。

評価員質問②：各企業の従業員規模はどのようになっているか。

事務局回答②：添付資料の様式6にあたる「障害者雇用状況報告書」のとおり常用雇用労働者の人数は、A社238人、B社133人、C社253人、D社721人、E社183人、F社736人である。

評価員質問③：評価項目の「(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み」のところ、予想外に各社の評価点にばらつきが出たなど、何か事務局で気づいたことがあるか。

事務局回答③：トライアル雇用の実績のない業者のうちでも、トライアル雇用をせずに、直接常用雇

## 会 議 録

用をしているのではないかとと思われる企業もあった。

評価員質問④：評価項目「(2) 環境への取組みについて」環境報告書はあるが、発行も公表もしていないというのは、どういうことか。また、環境報告書とは何か。

事務局回答④：環境報告書とは、事業者自らが、事業を行うなかで、環境に関して取組んでいる事柄を一般に開示する報告書である。この報告書を社内だけで活用して、外部に公表していないようだ。

評価員質問⑤：株主総会に公表することは「外部への公表」として評価できるのか。

事務局回答⑤：株主ということで限定されるので、外部公表とはならないと考えている。

評価員質問⑥：現在インターネットも普及していて、会社のホームページ上で公表することも容易なはず。それを行っていないのは、環境に関する事業を行っている会社ならまだしも、公表する意義が薄いからだろうか。

事務局回答⑥：内部と一般に外部公表するという事はかなり質が違うようだ。

評価員質問⑦：事務局としてなにか補足、気になったことがあるか。

事務局回答⑦：セクシャルハラスメント防止対策について、評価方法としては①罰則等が盛り込まれた社内規定の有無、または②相談窓口の有無のいずれかである。窓口は全社設置されていたが、罰則規定が作られていたのは1社だけであった。1社の取組みが積極的との印象を受けたが、今回の評価基準では点数的には他社と差をつけられなかった。

また、企業内保育所に関しては1社もなかったが業務形態からみて仕方がないことかもしれない。

評価員質問⑧：どこの企業も育児介護休業の規定はあり、規定があることで評価点がとれており、差別化がなされていない。今後は、既定の有無だけではなく、育児休業の取得状況など実際の努力状況を評価することが必要なのではないか。

企業内保育所に関しても従業員の多くが高齢者であるこの業種に関しては、聞く意味はあまりない。企業内保育所の設置が評価項目にあることを周知するためには意義があるが。

セクハラ防止の社内規定や窓口設置などもほとんどあるので、規定の有無よりも罰則規定があるのかということの方が必要になるのではないか。

今回はこの基準で構わないが、今後は差別化が図れる評価項目にする必要があるのではないか。

提出の有無が主な評価のポイントになっているようだが、現在の法令等に沿っているかなど規定の内容までチェックするのかがポイントになるのでは？

事務局回答⑧：確かに、技術的評価についても書式も決まっていない状況で、差をどこまで確認できたかという、今回は提出の有無の確認はとったがそれ以上の評価はできていなかった。

## 会 議 録

た。

評価員質問⑨：提出したもので枚方市が確認する項目をはっきり整備したほうがいいのかと思う。

規定に関しては、他社の規定をダウンロードして作り変え、体裁を整えていることで、実態と規定が違うという指摘をされて発生する労使紛争が結構ある。就業規則をめぐるトラブルが増加し、厚生労働省としても実体にあわせて作るよう啓発を強めている。

昨年、労働契約法が施行されたが、それを踏まえた民事上の就業規則や規定というものは従業員と会社の約束事なので、実体と法の内容がリンクされて作られているのか審査できればよいと思う。今後の課題かと思うが。

事務局回答⑨：規定を求められ、市の入札に参加するためには、規則の整備が必要だという認識が広まるのはよいこと。次の段階としては規則が機能しているのか、チェックが必要になってくるだろう。

評価員質問⑩：「公正採用選考人権啓発推進員」とは何か。

事務局回答⑩：「公正採用選考人権啓発推進員」とは、大阪府などの都道府県と厚生労働省（ハローワーク）が行っている制度で、従業員 25 名以上の事業所が対象となり、大阪府などの要領等で定められた者を推進員に選任して申請し、採用に関する選考の人権啓発研修を受講した後、社内で適正な選考システムの確立等を図り、人権啓発についての従業員研修などを行うことになっている。

25 名未満の場合は対象外だが、推進員を選任することが、適当であると認められれば対象となることができる。

法的拘束力はないものであり、大半は設置されているが、まだ未設置もあると聞いている。

事務局回答⑩に対する評価員の意見：

面接において面接者が人権を侵害するような質問をするなどを、一定の研修により防止するのが目的ということか。

評価員質問⑪：大阪労働局大阪府公正採用選考人権啓発推進委員の選任報告書の届出の日付を確認すると、最近届け出たようである。今回のために申請書を提出していると思われる社が 2 社ある。満点の 4 点がついているが、本来の「公正採用選考人権啓発推進委員」としての機能が果たされているか疑問である。

他の評価項目にも言えることだが、点数稼ぎのとりあえず設置ということから、一步進んで実際に機能しているかどうかを評価することが大切なのではないか。今回の評価により様々な労働環境整備等の土台を築くという意味合いでは機能しているとは思いますが。

事務局回答⑪：本来の総合評価という意味からいくと、実行性などの内容を評価できることが望ましいが、まだまだ制度として始まったばかりである。

工事の方でも委託業務の方でも、今年度から総合評価を取り入れたというのが、枚方

## 会 議 録

市の状況である。その中でできるだけ客観的な評価ができるようにという考えが根底にあり、内容の評価にまで踏み込んでいけない。制度の土台が一定整備できれば、行政側としても今後は内容で評価していきたいと考えている。今後はより実質的な評価に移行できるように考えたい。

また、今回の提出書類を担保に、委託契約後、実際に運用されているのか発注した側としては継続して確認を取っていききたいと考えている。

評価員質問⑫：報告書の発行は無いが環境問題報告書の内容が「有り」という評価になっているのは何か確認できる書類があるのか。

事務局回答⑫：「環境報告書」という表題の書類ではないが、内容を確認し、CO<sub>2</sub> 廃棄物処理状況が確認できる、グリーン購入しているかどうかなど評価基準が確認できる書類が提出されていれば「有り」としている。

事務局回答⑫を受けて評価員質問⑬：

それも今回の提出のため取り急ぎ作成したという様子なのか

事務局回答⑬：環境報告書はISO認証取得と関連している項目が多くて、ISO取得しているということは社内取り組みもあり、外部審査も受けているので環境に対する取り組みが取り急ぎなされたわけではないと考えている。

評価員質問⑭：人権問題などで過去に問題を起こしていないかを報告させ、評価をマイナスにする等の評価基準はあるのか。

事務局回答⑭：工事などであれば施工不良などで減点評価を行うこともある。減点評価基準を設けることは可能と考えるが、問題を起こしたかどうかをきちんと報告してもらえることが前提となる。

事務局回答⑭に対する評価員意見：

自己申告に偽りがあった場合は、ペナルティが科せられて、また、過去に問題があってもそれに対して、改善・対処したのであればプラス評価を行うような基準を作ってもよいのではないかと。

評価員質問⑮：結局、価格評価以外には各社差がつかなかったのが価格が受託業者決定に大きく影響与えたが、価格 120 点：技術 80 点という配分を考え直すということはあるか。

事務局回答⑮：それは今後あり得る。枚方市としては6：4を基準にしたガイドラインを定めて、それに従い今年度行ってみた。確かに、価格点で差が大きくと技術評価や社会的価値評価では挽回しにくいということもあり、今後このようなことが続けば、比率を考え直すことも出てくると思う。

●事務局が、価格評価の説明を行う。

今回郵便での入札とし、11月25日必着で7社の入札参加があった。12月10日に開札し、その結

## 会 議 録

果G社については、事前に公表している予定価格を超過しており失格となった。

調査基準価格を下回る、低入札はなかった。C社が最低の入札価格参加となった。価格評価点の算出方法は資料のとおりである。

### □価格評価に対する主な質問

評価員質問①：予定価格も基準価格も事前公表されており、C社が基準価格と同額で入札されてきたということか。

事務局回答①：そうである。

評価員質問②：各社とも入札額に差がないが、C社だけが他社と比較し約5000万円も低い入札額となっている。無理な計画がないか調査はしないのか。

事務局回答②：C社の入札価格でもある調査基準価格よりも下回った場合、内訳なども調査するが、今回は下回らなかったなので調査する予定はない。

評価員質問③：調査基準価格とはどういうものか？

事務局回答③：市の見積もりの参考価格（予定価格）の80%の金額としている。仮にこれの下回る価格の場合、内訳などの資料の提出を求め、人件費等に影響が出ていないか、仕様書の内容が遂行できるか等を調べる。

今回は先ほどの総合評価値の算定の結果から一番点数の高かったものが落札候補者となる。

評価員質問④：現在の委託料はいくらか。

事務局回答④：259,159,275円である。

評価員質問⑤：3年間で仕様は基本的には同じか。

事務局回答⑤：平成19年4月の委託開始から3年経過し、最低賃金価格が上がっているため、賃金上昇分は予定価格としては加味している。

事務局回答⑤に対する評価員意見：

だが、今回の入札額は下がっている。

入札制度について詳しくないが、このように決まってしまうものなのか。価格構成などに非常に危機感を覚える。

評価員質問⑥：C社が努力したということはわかるが、基準価格と同じというのは適切なものか。

事務局回答⑥：事前に予定価格、調査基準価格を出しているため、本当は伏せてやればより適切に積算能力等が見えてくるかもしれないが、一方で伏せると談合の懸念もあり、枚方市の場合は基本的に価格を事前に公表することになっている。大阪府下の市町村もほぼ同様である。今回も大きな案件で制限付き一般競争入札ということもあり、事前公表している。

## 会 議 録

評価員質問⑦： 8掛を調査基準価格として提示するという事は、市としては予定価格の2割ダウンを狙っているということか。

事務局回答⑦： 工事は国の基準、一定の積算方法があり予定価格に対し直接工事費の95%など各経費の割合から算出するというような計算式がある。それを踏まえて、調査基準価格や最低制限価格は大体80%台になる。

評価員質問⑧： 本委託業務内容であるメンテナンスや清掃は基本的に、大きく技術面を削減することは考えにくく、人件費がカットの対象になっているのではないか。

事務局回答⑧： 従来調査基準価格は委託業務には設けていない時期があった。しかし、それでは最低賃金確保等が不透明であった。別の総合評価制度でその旨の指摘をいただき、今回から調査基準価格等を行うようになった。

また、80%がいいのか90%がいいのか基準も明確に作りにくいいため、80%にしている。公正な積算能力を判断するという面からいうと事務執行上は本来、事後公表が良い。しかし枚方市は経過があるので、官制談合等の防止の観点から事前公表とするのが市の方針になっている。自己矛盾を抱えるような状態ではあるが。

事務局回答⑧に対する評価員意見：

調査基準価格を下回ると失格というわけではないので、もう少し高めに設定することもできないのか。その間の価格帯に何社も入ってくると、事務量が増えるという問題点もあるのだろうか。

評価員質問⑨： 下請けの構造はどうなっているのか。

事務局回答⑨： 下請けを全て禁止するという制限はない。業者の申請が適切であれば承認していく。専門点検などもあり一定下請けが前提かと考える。

評価員質問⑩： 業務を下請けに丸投げされた場合、今回行った評価基準を下請け会社に求めていくことは難しいと思うが、関係法令等が遵守されるよう、何か規制のようなものはあるのか。

事務局回答⑩： 特に規制は設けていない。

下請け会社を使用した場合は、当該下請け会社にも指導する。

評価員質問⑪： 履行体制の作業計画表の内容と業務実施体制の内容チェックもされているのか。

事務局回答⑪： もちろん、仕様書どおりの内容ができているのかということをチェックした上で点数評価している。

評価員質問⑫： 今回受託した業者に対するクレームが多かったり、要求した内容が実施されていないことが判明した場合、次の入札の際の扱いはどうなるのか。

事務局回答⑫： 内容にもよるが、要求した内容が全く履行されない場合は、契約違反になり受託業者に関しては、違約金の対象になる場合もあり得る。また、入札参加の停止といったペナ

## 会 議 録

ルティーもあり得る。

評価員質問⑬：低い価格の業者に決定することはやむをえないし、後は 3 年間きっちり仕事ができているかをチェックし、内容が履行されない場合ペナルティーを科し、今後そのような低価格で入札しないような罰則規定を作ることが大切になってくるのではないかと思う。

利用者の満足度などをアンケートに取り入れる方法もある。

事務局回答⑬：今回は仕様書 P-16 にあるように、モニタリングで減点というペナルティーと、利用者アンケートを実施するという項目があります。

評価員意見：試行期間であり、これから 3 年間の経過観察は必要であろう。

□評価基準等全体に対しての質問・意見

評価員意見①：今回は総合評価制度を試行・導入して間もないため枠組みだけでも整えさせる意味もあるが、技術評価・社会的価値評価の基準を改善、もしくは価格評価との配分を考えるなどこれからは差別化できるようなものにしていく必要があるのではないか。

評価員意見②：結局一番価格の低い業者が落札候補者となったが、今回のような業務はマンパワーの要素が大きく、下請け会社の扱いや社員の人件費削減に影響がなければ問題はないが、今後の推移も見ていかねばならず、今後の課題でもあると思う。

評価員意見③：今回、事前に公表している調査基準価格で落札ということが大きな問題となり、入札制度の問題でもある。

事務局回答①②③：工事の請負契約に関しては、かなり低い価格で入札される業者もあり、調査は必ず行うが、価格が低いから、工事評定が悪いということもない。しかし今回のようなマンパワーに関しては、労働単価など問題視されてきているという認識はある。  
枚方市としては、事前公表は今後もしていかなければならないが、調査基準価格を何割に設定するかに関しては議論のあるところだと認識している。

評価員質問④：価格の中で人件費の占める内訳の提出を要求しないのか。

事務局回答④：調査基準価格を下回る価格での入札は調査を行うこととしている。今回は調査を必要とする入札者の該当がなかった。

評価員質問⑤：今後このような人件費が一番大きく占めるような請負で、入札額を圧縮することで人件費を切り下げるということにならないかを懸念している。委託業務内容によって調査基準価格を予定価格の 8 割を 9 割にする等、差別化することはできるか、今後の検討課題ではないか。

## 会 議 録

事務局回答⑤：調査標準価格に入札額をあわせてしまうのを防ぐため、予定価格や調査基準価格を伏せるということも考えられる。今後の検討課題とする。

評価員意見⑥：（１）に関して、意見はいろいろあるが、点数のつけ方は妥当である。

●（２）落札候補者の決定について

事務局から、価格評価点、技術評価点、社会的価値評価点の合計の総合評価値の高いものを落札者として決定する旨説明した。この決定方法に基づきC社を落札候補者とすることは妥当である。

●（３）その他

事務局から、今後のスケジュールについて説明をした。

□その他質問・意見

評価員質問①：もしC社に審査で要件に不備があった場合、別の業者に移るということか。

事務局回答①：例えば、評価内容に錯誤等があったなどにより落札候補者を取り消されたら、当該業者を除く業者において再度同じ手続きを取ることとなる。

《閉会》